

令和7年第5回多賀城市農業委員会総会議事録

- 1 総会年月日 令和7年5月26日（月）
- 2 総会場所 多賀城市役所4階 401会議室
- 3 出席委員 農業委員7名、農地利用最適化推進委員3名
会長
第8番 小西 桃悦
会長職務代理者
第7番 遠藤 光浩
委員
第1番 赤井 利智子 第2番 伊藤 清彦
第3番 加藤 真崇 第5番 佐藤 孝市
第6番 中村 春美
農地利用最適化推進委員
北部区域 大橋 礼子 中部区域 大場 幸一
東部区域 郷古 正夫
- 4 欠席委員
第4番 菅野 眞一 西部区域 熊谷 俊彦
- 5 議事
議案書のとおり
- 6 事務局出席職員
事務局長 千葉 一紀 副主幹 佐藤 勝美
主査 北野 佑樹 主事 遠藤 和
- 7 欠席職員
事務局長補佐 千葉 泰弘 農地係長 白岩 匡司
- 8 開会 午後2時00分
- 9 総会の概要

事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により農業委員定数8名のうち出席委員7名で定足数に達しておりますので、ただ今より令和7年第5回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。

農地利用最適化推進委員は3名出席です。

それでは小西会長よりご挨拶をいただきます。

会長

～会長挨拶～

事務局

農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、今後の議事進行につきまして、会長よろしくお願ひしま

す。

議長

それでは議事録署名委員の指名を行います。多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第3番 加藤真崇委員と第5番 佐藤孝市委員を指名します。

諸般の報告については、4ページに記載の内容を各委員ご覧になってください。続いて報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、下記のとおり届出を受理したので報告いたします。

1番の総括表をご覧ください。件数は全部で2件ございまして、転用目的が一般住宅のものが1件、地目は畑で面積は10㎡、道路等のものが1件、地目は畑で面積は51㎡、計2件ともに地目は畑で、合計面積は61㎡となります。

続きまして、2番の届出者及び届出地等をご覧ください。

番号1番、譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地が、留ヶ谷一丁目、登記地目が畑で、現況地目は公衆用道路となっております。面積が51㎡で、賃借権の設定はございません。転用地目は公衆用道路となっております、開発の許可は必要ございません。受理年月日は令和7年4月15日です。

なお、本件については既に道路として供されている土地であるため、事務局で現地確認を行い、住宅地に存在する道路であることを確認しており、転用に問題はないものと判断しております。

続いて番号2番、譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地が、浮島二丁目、登記地目及び現況地目ともに畑で、面積が51㎡で、賃借権の設定はございません。転用地目は宅地となっております、開発の許可は必要ございません。受理年月日は令和7年4月18日です。

なお、本件については令和5年10月に一度転用の届け出が出ており、中部区域担当推進委員に現地確認をいただき、転用に問題ない旨を確認していただいた土地ですが、この度、事業者の方で事業計画に変更が生じ、別事業者へ譲り渡すこととなったため、改めて転用届が提出されたものになりますので、今回届出に関する現地確認は事務局で行い、転用に問題ない旨を確認しております。

報告は以上となります。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは報告第1号を終了します。

以上で報告事項を終わります。

続いて議案審議に移ります。

それでは議案第1号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明願います。

事務局

それではお手元の資料9ページを御覧願います。

農地法第4条第1項の規定による許可申請が1件ございました。

申請者表に記載のとおり、申請地は南宮字八幡、登記地目は田、現況地目は畑となっております。

面積は135㎡、賃借権の設定はありません。

転用地目は雑種地であり、転用目的は申請者が近隣に所有しているアパートの建て替えに伴う入居者用の駐車場として使用するものです。

申請地については、農振白地地域にある第3種農地です。

以上、御審議よろしくお願います。

議長

今の説明について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは議案第1号については許可を求めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第1号については許可を求める旨意見を付すことに決定します。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による転用許可申請についてとなりますが、利害関係人となる関係委員は一時退席願います。

(関係委員退席)

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

それではお手元の資料10ページを御覧願います。

農地法第5条第1項の規定による許可申請が1件ございました。

借り人及び貸し人は表に記載のとおりです。

借り人の妻が貸し人の娘であり、親子関係にあります。

申請地は、新田字下、登記地目は田で、現況地目は畑となっております。

権利の種類は使用貸借権で、利用期間は許可日から永年にわたり貸し付けることとしており、転用の目的は農家住宅の建築となっております。

ここで農家住宅について改めて説明させていただきます。

別紙資料3「農家住宅と分家住宅について」の資料を御覧願います。

～資料内容の説明～

ここで本件の内容に話を戻させていただきます。議案資料10ページを改めて御覧願います。

借り人の妻は、貸し人が所有する2,132㎡の畑において耕作しており、建て主が1,000㎡以上の農地を耕作していることという農家住宅の建築要件を満

たしており、耕作証明書も交付済みであることを申し添えます。

なお、建築名義人と耕作人に違いがある点については、県の担当部署に本人方で事前協議をした際に問題ない旨確認を取っているとのことですので。

以上、御審議よろしく申し上げます。

議長

今の説明について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは議案第2号について許可を求めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第2号については許可を求める旨意見を付すことに決定します。

以上で議案審議を終了します。

退出していた関係委員には自席に戻っていただきます。

(関係委員着席)

議長

続いて、情報提供等に移ります。事務局より説明願います。

事務局

お手元の資料11ページの「7 情報提供等」を御覧願います。

(1)農地中間管理事業の経過報告についてでございますが、先月総会において承認いただいたものが60件、こちらは現在中間管理機構で処理中であり、中間管理機構で処理が終わり次第公告予定としております。

その他については、当事者同士での合意が最終的に図られず、契約破棄となったものが1件、登記簿上の差押えが確認されたため契約破棄となったものが1件、当事者の処理が未了で事務局に返送されていないものが5件となっております。こちらの5件については、改めて文書を送付し、早急に返送するように依頼しております。

また、昨年度、相続協議中のため契約不可となっていたものも8件ありますが、こちらは、相続が完了し次第、当事者の希望を受けて再度手続きを行っていきたいと考えております。

次に(2)活動記録についてでございますが、先月お話ししておりましたが、今後は皆様から直接報告をいただく形に変えていくにあたり、活動記録のつけ方について今一度確認し、より実りのある活動報告の場にしていければと思っておりますので、既に御承知の部分も多々あるかと思いますが、再確認させていただきたいと思っております。まず活動記録の「まみむめも」についてでございます。

皆様がお持ちの活動記録セットの裏面にも記載がありますが

○「ま」毎日書く

とにかく毎日活動記録をつけるために、常に携帯し、なにかあったらすぐに書き込む癖をつけていただければと思います。

○「み」見たこと聞いたこと全て書く

皆さんが行っている普段の営農活動中の立ち話が、視点を変えると最適化活

動に関連することも多くあるかと思います。ぜひ 日常の中から活動記録となる話題を見つけてみてください。

○「む」難しく考えずにとにかく書く

最適化活動に当たるかどうかは後から考えても大丈夫なので、まずはあったこと・やったことを書いてみてください。

○「め」面倒くさいと感じる前に書きましょう

「あとで書こう」と後回しにすると、状況や会話の内容を思い出して書くことにエネルギーを沢山使うことになります。情報が新鮮なうちに書く癖をつけてみてください。

○「も」問題点は必ず事務局と共有しましょう

委員の皆様から頂く情報が事務局にとってはとても大事になります。ぜひ事務局に気軽に連絡していただくようお願いいたします。

以上の「まみむめも」を意識しながら、活動記録をつけてみていただければと思います。

続いて、記録のつけ方の具体の話についてでございます。

先月総会時に配布した「活動記録簿 記入の手引」からいくつか例を出させていただきますと、「自分の圃場へ向かう途中の担当地区農地について、異常がないことを確認した」というものがございます。これは、農地に向かう途中であったり、総会に行った帰りであったり、日常生活の中の、様々な場面で農地に目を向けるタイミングがあるかと思いますが、そういった際に異常がないか見渡してみるといった行為も立派な活動になりますので、参考にしてみてください。

他にも、ちょっとした立ち話の中から「息子が帰ってきて就農するかもしれない」といった新規就農者の情報や、「そろそろ体が思うように動かなくなってきたから来年からどうしようか迷ってる」といった、耕作者とのマッチングを提案して中間管理機構の利用を進められるような会話が生まれているかもしれません。そういった立ち話にこそ農地利用最適化のヒントが隠れているかもしれませんので、積極的に地区の農業者と話してみていただくようお願いいたします。

この他にも、水路清掃作業や農道整備作業、草刈り作業など地域で行っているような通常の管理行為についても、立派な遊休農地の発生防止活動に当たりますので、地域のそういった活動に参加された場合はそういった内容も記載していただければと思います。

最後に、来月からの活動記録の報告方法についてでございますが、農業委員と農地利用最適化推進委員から1名ずつ輪番制で報告をいただければと思っております。

6月総会においては農業委員からは赤井委員、農地利用最適化推進委員からは大橋推進委員にお願いしたいと思います。翌月からはそれぞれの委員番号順に輪番制でお願いしたいと思います。

情報提供等については以上となります。

議長

それでは、情報提供等については以上といたします。

議事の一切を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

議事は終了しましたが、最後にそのほか、御意見・御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声)

それでは事務局よりお知らせいたします。

次回の農業委員会総会は、6月25日(水)午後2時から、北庁舎401会議室で行う予定としておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、閉会といたしますので、会長職務代理者より挨拶をお願いします。

会長職務代理者

本日は大変ご苦勞様でございました。以上を持ちまして本日の総会の一切を終了させていただきます。

閉 会 午後2時55分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年5月29日

令和7年第5回多賀城市農業委員会総会

総会議長 小西 桃悦 ㊟

署名委員第3番 加藤 真崇 ㊟

署名委員第5番 佐藤 孝市 ㊟